

豊田工業高等専門学校授業科目の履修，単位の修得，進級及び
卒業等の認定に関する規程

制 定 昭和 57 年 4 月 1 日
最終改正 令和 7 年 3 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 豊田工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目の履修，単位の修得，進級及び卒業等の認定については，別に定めるもののほか，この規程の定めるところによる。

(令和 7 年度以降入学者に適用する授業科目の履修の認定)

第 2 条 次の要件をすべて満たした場合に当該授業科目の履修を認定する。

- 一 出席時間数が学期授業時間数又は学年授業時間数の 4 分の 3 以上であること。
- 二 学習態度が良好であること。
- 三 所定の課題に対する報告書等を提出していること。
- 四 原則として，定期及び中間等の試験を受けていること。
- 五 学期ごとに履修申請をしていること。
- 六 成績評価が 50 点以上，もしくは，定期試験，課題，小テストのいずれかの評価が 60 点以上であること。

2 並行開講科目で修得可能な単位数の合計は，本校学則（昭和 38 年 4 月 1 日制定）別表第 1－1 によるものとする。

(令和 6 年度以前入学者に適用する授業科目の履修の認定)

第 2 条の 2 次の要件をすべて満たした場合に当該授業科目の履修を認定する。

- 一 出席時間数が学期授業時間数又は学年授業時間数の 4 分の 3 以上であること。
- 二 学習態度が良好であること。
- 三 所定の課題に対する報告書等を提出していること。
- 四 原則として，定期及び中間等の試験を受けていること。
- 五 学期ごとに履修申請をしていること。

2 平成 28 年度以降の入学生においては，並行開講科目で修得可能な単位数の合計は，本校学則（昭和 38 年 4 月 1 日制定）別表第 1－1 によるものとする。

(単位の修得の認定)

第 3 条 前条に規定する授業科目の履修が認定され，かつ，学期成績及び学年成績が「豊田工業高等専門学校試験及び学業成績評価規程」（昭和 57 年 4 月 1 日制定）に定める所定の評定であるとき，当該授業科目の単位の修得を認定する。

2 前項に規定する授業科目の履修の認定及び当該授業科目の単位の修得の認定は，各学期末に行う。学年別に配当されている単位は，前学期，後学期ごとに分割してその修得を認定することができる。ただし，実験実習，製図，卒業研究等の通年科目及び校外実習，課題研究の単位の修得の認定は学年末に行う。

(令和 7 年度以降入学者に適用する進級及び課程修了の認定)

第4条 第1学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、28単位以上であること。
- 二 環境都市学科にあっては、授業科目「測量実習Ⅰ」の単位の修得が認定されていること。
- 三 特別活動の履修状況が良好であること。

2 第2学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1・2学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては59単位以上、電気・電子システム工学科においては59単位以上、情報工学科においては61単位以上、環境都市工学科においては59単位以上、建築学科においては59単位以上であること。
- 二 機械工学科にあっては、授業科目「メカトロニクス実習」の単位の修得が認定されていること。
- 三 環境都市学科にあっては、授業科目「測量実習Ⅱ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 特別活動の履修状況が良好であること。

3 第3学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1・2・3学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては96単位以上、電気・電子システム工学科においては91単位以上、情報工学科においては92単位以上、環境都市工学科においては92単位以上、建築学科においては97単位以上であること。
- 二 機械工学科にあっては、授業科目「機械設計製図」及び「創造総合実習」の全単位の修得が認定されていること。
- 三 環境都市工学科にあっては、授業科目「環境都市工学実験Ⅰ」及び「プロジェクトデザインⅠ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 特別活動の履修状況が良好であること。

4 第4学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 修得が認定された単位数の累計が、機械工学科においては137単位以上（専門科目60単位以上）、電気・電子システム工学科においては137単位以上（専門科目60単位以上）、情報工学科においては131単位以上（専門科目53単位以上）、環境都市工学科においては137単位以上（専門科目56単位以上）、建築学科においては141単位以上（専門科目60単位以上）であること。ただし、一般科目の修得が70単位以上認定されていること。また、他学科専門科目の単位は進級に必要な単位に含めない。
- 二 機械工学科にあっては、授業科目「工学実験」の修得が認定されていること。
- 三 電気・電子システム工学科にあっては、授業科目「創造電気実験実習」、「電気基礎実験」、「電気電子工学実験Ⅰ」、「電気電子工学実験Ⅱ」、「PBL実験Ⅰ」、「PBL実験Ⅱ」及び「電気電子工学ゼミ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 情報工学科にあっては、授業科目「情報工学ゼミⅡ」、「工学実験Ⅰ」、「工学実験Ⅱ」、「エンジニアリングデザインⅠ」及び「エンジニアリングデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。
- 五 環境都市工学科にあっては、授業科目「環境都市工学実験Ⅱ」及び「プロジェクトデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。

- 六 第4学年までに開講された全ての必修科目が履修認定されていること。
- 5 各学年の課程の修了については、所定の単位を修得したものについて認定する。
- 6 単位の修得が認定された授業科目の単位数の累計が、その在籍する学年より上位の学年の進級基準を満たしても、その上位の学年より一つ上の学年への進級を認定しない。

(令和3～6年度入学者に適用する進級及び課程修了の認定)

第4条の2 第1学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、28単位以上であること。
 - 二 環境都市学科にあっては、授業科目「測量実習Ⅰ」の単位の修得が認定されていること。
 - 三 特別活動の履修状況が良好であること。
- 2 第2学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
- 一 第1・2学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては59単位以上、電気・電子システム工学科においては60単位以上、情報工学科においては61単位以上、環境都市工学科においては59単位以上、建築学科においては59単位以上であること。
 - 二 環境都市学科にあっては、授業科目「測量実習Ⅱ」の全単位の修得が認定されていること。
 - 三 特別活動の履修状況が良好であること。
- 3 第3学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
- 一 第1・2・3学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては92単位以上、電気・電子システム工学科においては92単位以上、情報工学科においては94単位以上、環境都市工学科においては93単位以上、建築学科においては97単位以上であること。
 - 二 機械工学科にあっては、授業科目「機械設計製図」、「メカトロニクス実習」及び「創造総合実習」の全単位の修得が認定されていること。
 - 三 環境都市工学科にあっては、授業科目「環境都市工学実験Ⅰ」及び「プロジェクトデザインⅠ」の全単位の修得が認定されていること。
 - 四 特別活動の履修状況が良好であること。
- 4 第4学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
- 一 修得が認定された単位数の累計が、機械工学科においては139単位以上（専門科目60単位以上）、電気・電子システム工学科においては139単位以上（専門科目61単位以上）、情報工学科においては135単位以上（専門科目57単位以上）、環境都市工学科においては139単位以上（専門科目53単位以上）、建築学科においては139単位以上（専門科目60単位以上）であること。ただし、一般科目の修得が70単位以上認定されていること。また、他学科専門科目の単位は進級に必要な単位に含めない。
 - 二 機械工学科にあっては、授業科目「機械システム設計」及び「工学実験」の全単位の修得が認定されていること。

- 三 電気・電子システム工学科にあつては、授業科目「創造電気実験実習」，「電気基礎実験」，「電気電子工学実験Ⅰ」，「電気電子工学実験Ⅱ」及び「電気電子工学ゼミ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 情報工学科にあつては、授業科目「情報工学ゼミⅡ」，「工学実験Ⅰ」，「工学実験Ⅱ」，「エンジニアリングデザインⅠ」及び「エンジニアリングデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。
- 五 環境都市工学科にあつては、授業科目「環境都市工学実験Ⅱ」及び「プロジェクトデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。
- 六 第4学年までに開講された全ての必修科目が履修認定されていること。
- 5 各学年の課程の修了については、所定の単位を修得したものについて認定する。
- 6 単位の修得が認定された授業科目の単位数の累計が、その在籍する学年より上位の学年の進級基準を満たしても、その上位の学年より一つ上の学年への進級を認定しない。

(平成30年度～令和2年度入学者に適用する進級及び課程修了の認定)

第4条の3 第1学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、28単位以上であること。
- 二 特別活動の履修状況が良好であること。
- 2 第2学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 第1・2学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては60単位以上、電気・電子システム工学科においては61単位以上、情報工学科においては62単位以上、環境都市工学科においては60単位以上、建築学科においては62単位以上であること。
 - 二 特別活動の履修状況が良好であること。
- 3 第3学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 第1・2・3学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては95単位以上、電気・電子システム工学科においては93単位以上、情報工学科においては95単位以上、環境都市工学科においては95単位以上、建築学科においては99単位以上であること。
 - 二 機械工学科にあつては、授業科目「機械設計製図Ⅰ」，「メカトロニクス実習」及び「創造総合実習」の全単位の修得が認定されていること。
 - 三 特別活動の履修状況が良好であること。
- 4 第4学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 修得が認定された単位数の累計が、機械工学科においては139単位以上（専門科目62単位以上），電気・電子システム工学科においては135単位以上（専門科目56単位以上），情報工学科においては137単位以上（専門科目57単位以上），環境都市工学科においては137単位以上（専門科目53単位以上），建築学科においては139単位以上（専門科目60単位以上）であること。ただし、一般科目の修得が70単位以上認定されていること。また、他学科専門科目の単位は進級に必要な単位に含めない。

- 二 機械工学科にあつては、授業科目「機械設計製図Ⅱ」及び「工学実験」の全単位の修得が認定されていること。
- 三 電気・電子システム工学科にあつては、授業科目「創造電気実験実習」、「電気基礎実験」、「電気電子工学実験Ⅰ」、「電気電子工学実験Ⅱ」及び「電気電子工学ゼミ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 情報工学科にあつては、授業科目「情報工学ゼミⅡ」、「工学実験Ⅰ」、「工学実験Ⅱ」、「エンジニアリングデザインⅠ」及び「エンジニアリングデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。
- 五 第4学年までに開講された全ての必修科目が履修認定されていること。
- 5 各学年の課程の修了については、所定の単位を修得したものについて認定する。
- 6 単位の修得が認定された授業科目の単位数の累計が、その在籍する学年より上位の学年の進級基準を満たしても、その上位の学年より一つ上の学年への進級を認定しない。

(平成28～29年度入学者に適用する進級及び課程修了の認定)

第4条の4 第1学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 第1学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、28単位以上であること。
- 二 特別活動の履修状況が良好であること。
- 2 第2学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 第1・2学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては60単位以上、電気・電子システム工学科においては61単位以上、情報工学科においては62単位以上、環境都市工学科においては60単位以上、建築学科においては62単位以上であること。
 - 二 特別活動の履修状況が良好であること。
- 3 第3学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 第1・2・3学年に開講される授業科目のうち単位の修得が認定された授業科目の単位数及び課題研究によって認定された単位数の累計が、機械工学科においては95単位以上、電気・電子システム工学科においては93単位以上、情報工学科においては95単位以上、環境都市工学科においては95単位以上、建築学科においては99単位以上であること。
 - 二 機械工学科にあつては、授業科目「機械設計製図Ⅰ」、「メカトロニクス実習」及び「創造総合実習」の全単位の修得が認定されていること。
 - 三 特別活動の履修状況が良好であること。
- 4 第4学年の進級の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - 一 修得が認定された単位数の累計が、機械工学科においては139単位以上（専門科目62単位以上）、電気・電子システム工学科においては135単位以上（専門科目56単位以上）、情報工学科においては137単位以上（専門科目57単位以上）、環境都市工学科においては137単位以上（専門科目53単位以上）、建築学科においては139単位以上（専門科目60単位以上）であること。ただし、一般科目の修得が70単位以上認定されていること。また、他学科専門科目の単位は進級に必要な単位に含めない。

- 二 機械工学科にあつては、授業科目「機械設計製図Ⅱ」及び「工学実験」の全単位の修得が認定されていること。
- 三 電気・電子システム工学科にあつては、授業科目「創造電気実験実習」、「電気基礎実験」、「電気電子工学実験Ⅰ」、「電気電子工学実験Ⅱ」及び「電気電子工学ゼミ」の全単位の修得が認定されていること。
- 四 情報工学科にあつては、授業科目「情報工学ゼミⅡ」、「工学実験Ⅰ」、「工学実験Ⅱ」、「エンジニアリングデザインⅠ」及び「エンジニアリングデザインⅡ」の全単位の修得が認定されていること。
- 5 各学年の課程の修了については、所定の単位を修得したものについて認定する。
- 6 単位の修得が認定された授業科目の単位数の累計が、その在籍する学年より上位の学年の進級基準を満たしても、その上位の学年より一つ上の学年への進級を認定しない。

(平成30年度以降入学者に適用する卒業の認定)

第5条 卒業の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 必修科目の単位の修得が認定されていること。
- 二 一般科目及び専門科目の授業科目群に必要とされる修得単位数が記されている場合、授業科目群ごとにその単位数以上の単位修得が認定されていること。
- 三 修得が認定された単位数の累計が167単位以上（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）であること。ただし、他学科専門科目の単位は卒業に必要な単位に含めない。
- 四 必修科目の履修が認定されていること。

(平成28～29年度入学者に適用する卒業の認定)

第5条の2 卒業の認定は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- 一 必修科目の単位の修得が認定されていること。
- 二 一般科目及び専門科目の授業科目群に必要とされる修得単位数が記されている場合、授業科目群ごとにその単位数以上の単位修得が認定されていること。
- 三 修得が認定された単位数の累計が167単位以上（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）であること。ただし、他学科専門科目の単位は卒業に必要な単位に含めない。

(留学した者の修学期間の取扱い)

第6条 留学により休学した者の休学前における当該学年の修学期間は、修学年度の当該相当期間に振り替えることができる。

- 2 本校学則第25条の2の規定及び本校学生留学規則(平成元年2月16日制定)に基づき留学した者で、30単位の修得を認定された者は、留学時の学年から進級することができる。
- 3 第2条から第5条までの規定は、前項の規定の適用を受けたものに準用する。

(原級留置)

第7条 進級又は卒業が認められない者は原級に留置する。

- 2 原級留置（休学による原級留置を除く）となった者については、当該学年で修得した科目（卒業研究を含む）の単位を認定する。したがってその修得単位を原級留置前の修得単位に加算できるものとする。
- 3 第1・2・3・4学年において一度原級留置（休学による原級留置を除く）となった者は、原級留置以降第5学年進級時まで、在籍する学年の1年上位学年における科目を履修の上、単位を修得することができる。ただし、第4学年での卒業研究の単位の修得は認めない。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、機械工学科に在学する者に係る単位数は、第4条第2項第2号及び同項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 新教育課程（昭和52年4月制定）における履修・修得及び卒業等の認定の基準に関する内規（昭和54年4月6日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第2号及び第4号の規定は、昭和61年度に入学した者から適用し、昭和60年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。
- 3 改正後の第7条の規定は、現に留学により休学している者で、この規則の施行日以後において復学する者に適用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規程は、平成10年度に入学した者から適用し、平成9年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 3 平成9年度以前の入学者が、平成10年度以降に第1学年として編成された学級に所属した場合、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。